

2026年度「社会福祉士団体補償制度（4補償制度）」のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「社会福祉士団体補償制度」では2026年度より補償内容と保険料につきまして下記の通り変更がございますのでご案内申し上げます。詳細につきましては、2026年度版パンフレットをご高覧いただき、ご確認賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 保険料水準の見直しによる保険金額の変更

傷害保険の参考純率^(※)が改定されたことを受け、傷害保険等の保険料の見直しを行います。変更点は以下の通りです。

補償制度名	型・プラン	変更点	現行	改定後
傷害総合補償制度 (プラン1)	I型	保険料の改定と約款の見直し	700円	710円
	II型	保険料の改定と約款の見直し	1,400円	1,420円
	III型	保険料の改定と約款の見直し	2,900円	2,920円
休業補償制度 (プラン2)	—	変更なし	—	—
弁護士費用補償制度 (プラン3)	—	変更なし	—	—
医療補償制度 (プラン4)	A1プラン	保険料の改定と約款の見直し	—	+10円
	A2プラン	保険料の改定と約款の見直し	—	+30円
	A3プラン	保険料の改定と約款の見直し	—	+10円
	A4プラン	保険料の改定と約款の見直し	—	+30円

(※) 参考純率とは、損害保険料率算出機構が、会員である損害保険会社から収集した大量の保険データの分析に基づいて算出したものであり、会員である損保ジャパンでは、その精度の高さからこの参考純率を用いて保険料を算出しています。

2. 約款の見直しと補償の拡大

- ①通院（みなし通院）の見直し
- ②「保険金を支払わない場合」の規定明確化
- ③「個人賠償責任補償特約」の補償拡大
- ④「個人賠償責任補償特約」の約款改定

以上

このご案内は主な改定の概要を説明したものです。詳細は下記のお問い合わせ先までご照会ください。

■取扱代理店

株式会社ウーベル保険事務所

〒104-0041

東京都中央区新富 2-4-5 ニュー新富ビル 8階

TEL：03-3553-8552

FAX：03-3553-8553

<受付時間>

午前9時15分から午後5時15分まで

(12/30～1/4を除く)

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338

東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL：03-3349-5137

<受付時間>

午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始を除く)